

○あさか学習おとどけ講座企業等メニュー登録手続要領

令和4年3月17日要領第9号

あさか学習おとどけ講座企業等メニュー登録手続要領

あさか学習おとどけ講座登録手続要領（平成19年要領）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、あさか学習おとどけ講座実施要綱（平成11年要綱）第1条に規定するあさか学習おとどけ講座（以下「おとどけ講座」という。）のうち、企業等メニューの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申出者）

第2条 おとどけ講座の企業等メニューの登録の申出を行うことができる者は、あさか学習おとどけ講座実施要綱第1条に定める目的を理解し、おとどけ講座を責任を持って実施することのできる者とする。

（登録の申出）

第3条 おとどけ講座の企業等メニューの登録を申し出ようとする者（以下「申出者」という。）は、あさか学習おとどけ講座企業等メニュー登録申出書（様式第1号）及びあさか学習おとどけ講座企業等メニュー企画書を教育委員会に提出しなければならない。

（登録の要件）

第4条 おとどけ講座の企業等メニューの登録に必要な要件は、次のとおりとする。

（1）講師は、次に掲げる者とする。

ア 専門的知識、技能、経験、資格等に基づく講座の企画を有する団体に所属する者

イ 民間企業に所属する社員等

ウ 教育機関又は研究機関等に所属する職員

エ アからウに掲げる者のほか、教育委員会が認めた者

（2）講師は、無報酬とし、特定の事業又は商品の宣伝、販売を行うなどの営利を目的とする行為を行ってはならない。

（3）講座の内容は、1回で完結するものとし、所要時間は2時間を限度とする。

（4）講座の内容は、専ら特定の宗教の普及又は特定の候補者若しくは政治思想等の支持若しくは反対の意思の表明を目的とするものであってはならない。

（5）実技講習は、広く一般の者を対象とするものとし、過度の運動を伴うもの、医療又は施術などの高度の専門性を有するもの及び心身の健康への影響が懸念されるものは、不可とする。

(審査)

第5条 教育委員会は、第3条の規定により提出された書類を審査し、登録することが適正又は不適正と認めるときは、あさか学習おとどけ講座企業等メニュー登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申出者に通知しなければならない。

(登録講座の広報)

第6条 教育委員会は、前条の規定により、登録することを決定した講座については、あさか学習おとどけ講座登録台帳に登載し、その利用を図るため広報するものとする。

(担当者の責任)

第7条 前条の規定により、登録された講座を担当する者は、その利用の申込みに対して、誠実に対応しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第3条関係)
 様式第1号(第3条関係)

あさか学習おとどけ講座企業等メニュー登録申出書

年 月 日

朝霞市教育委員会 宛

申出者(住所) _____
 (会社名) _____
 (代表者) _____
 (電話番号) _____ () _____

あさか学習おとどけ講座に登録したいので、次のとおり申し出ます。

新規登録 継続 廃止(名称のみ記入) 内容の変更 内容の追加

講座の名称						
担 当 者	担当者名					
	所 属					
	電話番号					
	FAX番号					
	メールアドレス					
講 師	氏 名		性 別	<input type="checkbox"/> 秘	年 齢	歳 <input type="checkbox"/> 秘
	所 属					
	電話番号	<input type="checkbox"/> 会社： <input type="checkbox"/> 携帯： ※ 利用者に教えてよい電話番号をチェックしてください。その他の電話番号は教育委員会からの緊急連絡の場合にのみ用い、利用者には教えません。				
	プロフィール	※講師をPRする欄です。分かりやすくアピールしてください。				
	講座に関連する資格等	※ 講座の内容に関連する資格をお持ちでしたら記載してください。(資格証のコピーを添付してください。)				
	注意事項	・ 利用希望者の方に、講師の氏名と連絡先、プロフィールをご紹介します。 ・ 性別や年齢を教えたくないときは「秘」をチェックしてください。				

別紙

あさか学習おとどけ講座企業等メニュー企画書

講座の名称							
開催可能な曜日・時間帯	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午前
	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 午後
	<input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> 夜間
	※ 都合のよい時間帯をチェックしてください。都合を更に細かく指定したいときは具体的に記載してください。						
対象者の指定	<input type="checkbox"/> 有	※対象者を指定したいときは、具体的に記載してください。					
	<input type="checkbox"/> 無						
定員	名	※ 使用する会場によりますが、指導する上で適正な最大人数を記載してください。					
所要時間	分	※ 具体的には利用者との相談によりますが、目安として120分までの範囲で標準的な時間(分)を指定してください。					
企画内容							
参加者に用意してほしい物	※ 服装、用具など具体的に指定してください。						
使用教材	※ 実習等で使用する教材などにかかる経費は参加者に公平に負担していただくことを原則としますが、どのようなものを使うか、また、1人当たりどの程度の金額になるか示してください。						
	参加者1人当たり 円程度	必要な教材：					
保険の加入	<input type="checkbox"/> 安全保険の加入を勧める。 <input type="checkbox"/> 保険の加入は必要ない。			※ 加入の有無については、最終的には、利用団体の側で判断されます。			

様式第2号(第5条関係)
様式第2号(第5条関係)

あさか学習おとどけ講座企業等メニュー登録(不登録)決定通知書

年 月 日

様

朝霞市教育委員会 教育長



年 月 日付で登録の申出がありました講座につきましては、
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 登録・不登録
- 2 登録予定日 年 月 日
- 3 講座の名称
- 4 不登録の理由(不登録の場合のみ記載)
 - あさか学習おとどけ講座企業等メニュー登録手続要領第4条の要件を
満たさないため
 - その他